

各位

但馬信用金庫

外国人を雇用される事業者様へのお知らせ

拝啓、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご交誼を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年では在留外国人が、有償・無償を問わず口座の譲渡が犯罪になり得るとの認識が薄いまま、自らが使用しなくなった預貯金口座を他人に譲渡し、こうした口座が特殊詐欺等の犯罪に利用されていることがうかがわれ、昨年3月に政府各省庁で構成する「犯罪対策閣僚会議」において「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（以下、「緊急対策プラン」）が策定され、公表されています。

「緊急対策プラン」では国の方針として、金融機関に対して以下の2点が法令に基づく措置として求められることが予定されており、当金庫におきましても、外国人のお客様との安全で円滑なお取引継続のため、在留資格や在留期間満了日等の把握・確認を行ってまいる所存です。

<国の方針として求められること（予定）>

- ①外国人顧客の在留期間を把握し、当該在留期間が満了する前に、在留期間の更新若しくは在留資格の変更が行われたこと又はそれらの申請中であることを確認すること。
- ②当該確認が取れない場合は、在留期間満了の翌日より当該口座における出金及び他口座への振込（海外送金含む）を制限すること。

今後、本実施案が確定し次第、警察庁から通知文が発出され、在留期間が満了した外国人の口座における出金及び他口座への振込は、犯罪収益移転防止法第4条第2項第1号イに規定する「なりすましの疑い」がある取引に該当し得る旨が明確化され、お取引の一部または全部が制限される予定です。

国の方針が確定しますと在留期間満了日を超過した外国人のお客様のお口座への取引制限を実施せざるを得ず、出金や振込が出来なくなる等の弊害が生じるため、雇用主の皆様にはあらかじめ趣旨をご理解いただき、外国人雇用者様の在留期間の確認等にご協力をお願いいたします。

敬具

本件に関するお問い合わせにつきましては、
お取引店舗までお願いいたします。